第 15 回教育委員会会議

令和 5 年 9 月 26 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案　件

報告第30号　　教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	1・7	モンスターペアレントのような無理難題なことを、学校に受け入れろと暴言を吐きながら何度も言ってくる保護者が毎年数人いる。穏やかに話を聞き、できない理由をしっかりと伝えた上で学校の方針を伝えても、ずっと大声で暴言を吐き続け、膠着状態が続く。その間に子どもは登校させてくれず、落ち着いて学習に取り組む時間を奪われ、担任や対応する教員すべてが疲弊していく。また、教育委員会の指導主事が間に入ったところで、保護者の思いを聞いて寄り添うばかりで、学校の訴えは聞いてくれず、我慢するように言われる姿勢に、現場の教職員は無力感を感じ、現場で働き続ける自信や気力が削がれていく。	上記のような発言や長時間続く暴言は、威力業務妨害だと思う。今後も、このような保護者対応は増えていくと思われる。教育委員会付きの弁護士を雇い、対応等で間に入り、アドバイザーとして法的に問題ないか助言してもらえれば、対応でこじれることが減り、学校現場が精神的に削られることがなくなっていくと思われる。	教育活動支援担当（生活指導G）	ご提案の内容につきまして、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team（SSET）事業をご活用いただくことで、学校園で発生する様々な事案対応及び保護者対応等について、弁護士をはじめとした各種専門家へ相談のうえ助言を得たり、連携し対応策を検討したりすることができます。 また、学校園の対応で解決が図られない場合、弁護士が学校園と保護者の関係調整を行うこともできます。 本事業につきましては、令和元年度より実施しており、毎年、年度初めに校園長あて事務連絡を発出し、積極的な活用をお願いしているところですが、教職員のみなさまへ十分な周知を行えるよう、周知方法の工夫を行ってまいりたいと考えております。	令和５年10月を目途に、大阪市スクールロイヤー School Support Expert Team（SSET）事業の周知を次の方法で行う予定です。 ・校務支援パソコンのSKIPポータル掲示板に掲載 ・全教職員へのメール周知 ・教育委員会事務局が発行している学校園向けの情報誌で本事業の紹介を行う

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
2	１・２ ４・９	不登校対応特例校の心和中学校が設置されるにあたり、夜間学級が併設される。一方で従来からある天王寺中学校夜間学級と文の里夜間学級が廃校されるというマスコミ報道があった。６月の教育委員会議ののち、両校に市教委から説明に来られた。 ２年前にこの計画が示された当時はまだ廃校が確定したわけではないとされ、在校生の聞き取りが行われている。それが今年、廃校が確定したという説明をしに来られた。２０２４年３月末に廃校にするので、夜間学級に通いたければ心和中学校の夜間学級に行きなさいというものである。 本来夜間学級は学童期に戦争や貧困などで学びの場を奪われた人たちのためのものとして始まっている。したがって、①高齢な方が多く、学習意欲の高い方が多いが、本人や家族に健康問題を抱えている場合が多い。現在よりも遠いところには通えない。②比較的若い世代でも不登校で形式的に卒業した人たちの学び直しの場にもなっている。人間関係構築に非常に時間がかかる。③外国人で本国の義務教育を終えておらず、新たに夜間学級で学んでいる人も増えてきており、大阪市の日本語学習ができるところから紹介されてきた人も少なくない。もちろんコミュニケーションに困ることが多いので、新しく人間関係を作りながら学ぶことは非常に難しい。働きながら通ってギリギリの生活をしている人も少なくない。 市教委の説明では、２年前に「廃校は決まっていた」ので、廃校については入学時に了解しているはずという。現在夜間学級に通っている人は、例え大人であっても中学卒業程度の学力がないのだから、丁寧な説明や確認が必要であり、外国人であるならなおさらである。問題は、そのような説明文書が市教委から提示されておらず、それについての同意書も存在しないのに「了解済み」とされている。このような市教委の姿勢に対して、在校生は強い不安を感じ心が不安定になり体調を崩すものも出てきている。	説明文書も同意書もない中で「了解済み」とするのは、一般社会では許されない。長年ていねいに人権教育に取り組んできた大阪市教委にしては非常に乱暴であり、突然学びの場を奪うという人権侵害であると考える。現在大阪市教委は「安全・安心な教育環境の実現」「豊かな心の育成」「誰一人取り残さない学力の向上」「家庭・地域等と連携・協働した教育の推進」などを重要な柱としているが、少人数であったり高齢であったり外国人であれば、「人権を無視してもいい、犠牲になってもいい」というようにしか見えません。 入学時に紙面で内容を確認しながら十分な説明を行い、同意書を作成するという手順が抜けていることから、在校生たちの了解は得られにくい。したがって、いったん入学を認めたのだから、在校生が卒業するまで天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきである。 大阪の教育は「私たちを大切にしてくれた」「勇気を出して夜間学級で学んでよかった」と思ってもらえるような施策をお願いしたい。大阪市民として切に願う。	初等・中学校教育担当	在校生が卒業するまで、天王寺夜間・文の里夜間を現在の形のままで存続するべきだというご指摘に関しましては、両校とも小規模化が進んでおります。その中で、日本語指導が必要な生徒の入学が増加するなど、教科学習の基礎としての日本語指導の充実を図る必要性が増す中、両校においても十分な教員数の確保が難しく、課題となっております。 また、天王寺中学校では施設の老朽化も進んでいるため、心和中学校へ統合移転が令和５年６月27日の教育委員会会議で決定しました。 令和５年６月27日の教育委員会会議の議決後、２校で在籍生徒への「転籍」について説明を行いました。今後、在籍２年以内の生徒については、入学時に移転についての説明をしていることから、在籍３年以上の生徒に対し、心和中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケート調査を行う予定となっております。 これまでも、様々な理由により十分に義務教育を受けられなかった方々が再び学ぶ場として、中学校夜間学級が果たす役割はたいへん重要であると考えております。今回の再編によりこれまで以上の教職員配置が可能となり、日本語指導等を含めたこれまでに課題となっていた部分の充実を図ることが可能だと考えております。今後も今回の再編後も、ニーズ調査を実施するなどしたうえで、本市としての中学校夜間学級のあり方やその内容の充実について、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。	９月頃を目途に在籍３年以上の生徒への心和中学校で学ぶか現在の天王寺中学校夜間学級の教室を使用して学ぶかのアンケートを実施予定。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3	4 ・ 6 ・ その他	宣伝、広告等の配布物が多すぎます。特に、入学式や夏季休業前など、ここぞとばかりに多数のチラシ等が送られてきます。それにより、以下の問題が発生しています。 ・学級ごとの仕分けに時間を割かれる ・学校から保護者への重要な手紙が紛れてしまう ・低学年は手紙の配布に時間を割かれ、学習の時間が減ってしまう（特に、入学直後の1年生が新聞を後ろに回すのは大変です。バラバラになってしまいます。一度、現場を見に来てほしいです。）	鑑文に校長会で事前に承認されている旨の記載があったり、配布依頼が事前に文書連絡で来ていたりすると、現場は断れません。その結果、上記のような問題が発生しています。安易に許可しないでいただきたいです。 また、鑑文等もなく、いきなり段ボールに詰めて広告等を送ってくる企業もあり、それを破棄するだけでも時間を取られてしまいます。 提案として、大津市教育委員会さんは、教育委員会のホームページに、学校に宣伝を配布するためのガイドラインを掲載されています。 https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2401/g/keikaku/23263.html （「大津市教育委員会　配布物基準」で検索すると出てきます。） このような基準を示すことで、以下の効果があると思います。 ・学校が配布しやすいように企業が配慮する ・安易に配布物を送付する企業への抑止になる ・学校現場で、配布物を断る際の基準になる ・全市の学校で統一した対応を取ることができる。 宣伝や広告の対応で、教職員の勤務時間、そして、子どもたちの学習時間が奪われる現状を改善するためにも、対応を強く要請します。	教職員給与・厚生担当 初等・中学校教育担当	本市の機関及び法人その他の団体が実施する事業・行事等に関するビラなどの周知文書の学校園を通じた配付に係る作業等が学校園の大きな負担となっており、負担軽減を図る観点から、「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」を制定し、令和２年９月に「学校園における周知文書の配付について（通知）」により、取扱いについて、各所属に周知しております。 本通知では、周知文書等は原則各所属で直接配付することとし、直接配付が困難な場合については、周知内容が教育活動に資するものであることなどの条件を満たした場合にのみ、学校園に配付依頼ができることとしております。 また、配布を依頼する際の手続きについても、周知文書等を20部ごとに結束する等の措置を講じるように指示しております。	学校園の教職員や本市の機関及び法人その他の団体等が「教育委員会所管の学校における周知文書等の配付に関する要綱」をいつでも参照できるように教育委員会のホームページに掲載しております。 （https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000513295.html） これらの取扱いが適正に行われるよう、令和５年９月に各所属に対して改めて周知し、要綱の遵守について徹底を図るとともに、実態の把握に努め、必要に応じて更なる改善を図ってまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-1	4・7・9	大阪市学力テストの結果、大阪市の平均点に満たない学校における学力保障には、家庭の課題が大きい。	平均点よりも１０ポイントを下回る学校での教室内の児童数を２０人程度にできるように教員を配置して学力保障をする。家庭での課題が大きく、学力向上以前に情緒安定などの担任が抱える課題も大きいため学級の児童数を減らすべきと思う。３年生までは専科制よりも学級担任による児童理解が重要と思われる。教師数だけでなく、学級数を増やしての学校運営が必要と思う。	初等・中学校教育担当	・学力向上に向けての貴重なご提案をいただいたと認識しておりますが、学級の児童数や配置する教員の人数については、公立義務教育学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律において定められており、20人程度にすることは難しいと考えております。なお、同法律の一部改正において、小学校の学級編成の標準を35人に引き下げることとなっており、令和３年度より小学校第２学年から第６学年まで段階的に35人学級編成としており、令和７年度には全学年35人学級となります。 ・しかしながら、令和４年度より「誰一人取り残さない学力の向上」の実現に向け、全小中学校及び義務教育学校に対して授業改善に向けた指導助言をしており、特に学力に課題の見られる児童生徒の割合が多い重点支援校（90校）に対しては、学習習慣や基礎学力の定着に向け、放課後学習等の児童生徒への個別支援を重点的に行っております。放課後学習の支援には指導経験のある学びコラボレーターを週２、３日配置しており、授業や放課後、長期休業期間等において、児童生徒の学習支援を行っております。 ・専科制につきましては、文部科学省から出されている「義務教育９年間を見通した指導体制の在り方等に関する在り方について（報告）」にあるように、高学年学級担任の負担軽減や中学校への円滑な接続のために、高学年から取組をすすめておりますが、中学年以下の専科体制につきまして、各校の状況に応じて校長が判断しております。	引き続き、「誰一人取り残さない学力の向上」の実現に向け、全小中学校に対し、学力向上支援チームを中心に各校のニーズに沿った取組を推進してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-2	1	給食の児童の運搬作業が火傷をしないか不安になる。低学年で３階までの階段での持ち運びにはかなりの危険性が感じられる。	給食の配膳台兼運搬ワゴンで、各フロアまでエレベーターで給食調理員さんが運搬しておけるシステムがあるといい。どうしても無理であれば、給食の運搬時にはエレベーターの使用を推進するべきと思う。もしも熱い汁の食缶を階段で転んでしまった時のことを想像するだけで怖く感じる。	保健体育担当	・文部科学省の「食に関する指導の手引き」によると、給食の準備についても給食指導の一貫であり、「重いもの、熱いものへ配慮して、教室まで安全に運ぶようにする。その際、担任は付き添って、思いやりや責任を持った活動ができるようにする」と記載されています。 ・上記の趣旨を鑑みて、給食調理員ではなく、児童生徒が、安全に配慮しながら協力して給食を運び、準備を行うことが必要だと考えております。 ・なお、エレベーターの使用につきましては、各学校の状況や必要性に応じて、現在も使用しております。	各学校において、適切な給食指導が行われるよう、引き続き、食育の推進を行ってまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-3	4・7・9	原学級保障による特別支援の児童による学級担任の負担が大きい。同時に保護者が特別支援を選択していることに応えているとはいえない学校現場ではないか。	原学級保障は大阪市の良い特色ある取り組みであると思う。ただ、その児童への指導が担任には大きな負担になる場合が多い。特別支援を認められた児童には、必ず付きっきりのサポーターを配置して学級への入り込みをしてもらうことが必要と思う。特別支援の担任は、国語・算数・理科・社会の４教科に対して校内における個別指導での学力保障が必要な児童への授業を担当し、学級への入り込みはサポーター配置をするべきと思う。支援児童１人に１人のサポーターが無理であれば、１学年に１人のサポーターを配置するべきと思う。また、特別支援児童はより児童理解が必要だと思われるので、担当児童を１年間変えないほうがいいと思う。障害の種別ではなく、教科の個別指導の必要性、児童の行動への安全確保の必要性に応じての特別支援級の配置と人員確保のガイドラインを示すほうがいいと思う。	インクルーシブ教育推進担当	・特別支援教育サポーター（以下。「サポーター」という。）の配置につきましては、通常学級及び特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状況や、校内の特別支援教育指導体制等を考慮して配置時間を決めています。そのため、付きっきりの支援は想定しておりませんが、教育委員会事務局が校長とのヒアリングや学校訪問等で各校の状況を把握し、児童生徒一人一人の障がい状況に応じた指導・支援ができるよう、適正な配置及び指導に努めております。また、転入等による急な在籍変化については、校長より在籍変化に伴う個々の障がい状況や今後の指導方針等を確認のうえ、校内指導体制の強化について助言や配置時間の増加など柔軟に対応しております。 ・特別支援学級担任は、４教科に対しての授業を担当するべきというご指摘に関しましては、特別支援教育は、特定の教科のみが指導の対象とは限らず、児童生徒の障がいによる学びにくさや、発達段階についてアセスメントし、学校生活全般を通して、必要な場合には通常学級への入り込みも実施しながら、障がい状況に応じた学びをすすめております。 ・サポーターの担当児童は１年間変えないほうがいいといったご指摘に関しまして、本市ではサポーターは、特定の児童生徒の支援だけが目的ではなく、状況に応じて必要な学級の中に入り、複数の障がいのある児童生徒への支援にあたることもあります。また、担任や特定のサポーターだけではなく学校全体で児童生徒に対する理解を深める必要があるため、全教職員への障がい理解に対する基礎講座や、専門家や指導主事が巡回指導を実施するなど、障がいのある児童生徒のアセスメントや指導方法、通常学級担任と特別支援学級担任の連携や特別支援教育サポーターの効果的な活用等について教職員へ指導助言を行っております。 ・障がい種別ではなく、教科の個別指導の必要性に応じて特別支援学級の配置をといったご指摘に関しまして、特別支援学級は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、８人を基準として障がい種別に応じて設置されることより、障がい種別に応じて学びをすすめているところです。	引き続き、各学校の状況把握や巡回指導を行い、学校全体として、児童生徒一人一人の障がい状況に応じた指導・支援ができるように努めてまいります。 ・「巡回指導」 　特別支援教育全般について、教員への指導助言を巡回アドバイザー及び指導主事にて実施。 【令和４年度】 　巡回指導実施回数（小：397回、中：94回） 【令和５年（前期）】 　巡回指導実施回数（小：185回、中：41回） 　後期の巡回指導については７月19日付け事務連絡「令和5年度　特別支援教育に関する巡回指導（後期）の実施について」において各校に周知している。 （参考） 　令和５年３月23日付け事務連絡「特別支援教育サポーター実施要項及び実施関係書類」において特別支援教育サポーターの業務内容等について周知

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-4	1	給食でアレルギーのためパンが除去になる児童がいる。	和食の推進も含めて、給食は米だけにしたほうがいいと思う。麺もなるべく米粉等小麦粉の使用を避けるほうがいいと思う。	保健体育担当	・主食につきましては、文部科学省の「児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準」に定められた栄養価を充足するために、本市では、含まれる栄養素が異なる米飯・パンを組み合わせて提供しています。週に米飯３回、パン２回の提供をすることで、微量元素（カルシウム、鉄、ビタミン類等）や食物繊維をバランスよく摂取することができます。また、米飯・パンを組み合わせることにより、多様な献立を提供することができ、より豊かな食の経験につながると考えております。 ・米粉等小麦粉の使用を避けるといったご提案につきまして、本市の学校給食は1日18万食を提供しており、米粉麺等の食材確保は難しいところですが、食物アレルギー対応として、できるだけ多くの児童生徒が食べることができるよう、献立の工夫を進めてまいります。	引き続き、食物アレルギーのある児童生徒についても、できるだけ食べることができるような献立の工夫を進めてまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-5	7	精神的な病気休暇を取得している教員の代理での臨時講師について、辞令が途切れ途切れになる。	精神的な病気休暇で年度途中に復帰できることはかなり難しいと考えられるので、年度途中からの病気休暇での臨時講師には年度終了（３月３１日まで）の辞令を発行するべきと思う。	教職員人事担当 教職員給与・厚生担当	・病気休暇の取得については、90日を超えてなお長期の療養が必要と認められる場合、教職員健康審査会の審査を経て、休職発令を行うこととしております。 ・審査会においては、医師の診断書や校園長記載の療養状況経過報告書の内容等をもとに、３月毎に審査を行い、休職発令を更新することとしており、代替講師についても３月毎に発令を更新しております。 ・なお、年度途中で休職者が復職した場合についても、代替講師の方が他の校園で継続して勤務できるよう、原則として期間を繋げて他校での勤務を発令しております。 ・今後とも、各校園の欠員状況を踏まえた、代替講師の適切な配置に努めてまいります。	引き続き、各校園の欠員状況を踏まえた、代替講師の適切な配置に努めてまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-1	6	タブレットのスペックが悪くレスポンスがよくなかったり、QRコードの読み取りに時間がかかったりしてしまうため、ストレスがかかる。	もう少しスペックの高いタブレットを用意していただきたいです。今使用しているタブレットは5年ぐらいとお聞きしたが、次の更新の際は、検討して頂きたいです。（1ブロックはchromebookを使用しているとお聞きしました。）	学校運営支援センター（システム担当）	現在の端末につきましては、文部科学省から示された標準仕様に準拠しており、次回の更新についても同様であると考えられますが、更新にあたっては、端末検討会議における学校現場の教員や外部委員の意見を踏まえて、十分に検討を行いたいと考えております。	更新時期を含め、国の動向を注視しながら検討してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-2	5	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	部活動指導員が集まらない現状があることや、中学校教員の残業時間の多くが部活動という現状を鑑み、平日は業務の中に入れたとしても、土日祝日に至っては、出勤という扱いにせず、副業で部活動指導員として、部活動を教えるという形にしてはどうかと考えます。	保健体育担当	部活動指導員については、令和5年8月1日時点で125校、529名を配置しており、一部の種目においては人材が不足しているものの、人材バンクの登録数も600名を超えるなど多くの方に登録いただいている状況であり、部活動指導員が配置されている部活動の顧問教員の残業時間については減少しております。 休日の部活動については、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保や教員の負担軽減のため、地域連携・地域移行の早期実現をめざすという国の方針のもと、本市においても地域移行実践研究を行うなどの取組みを進めているところです。 部活動指導員の活用は、本市教員の長時間勤務の解消を目的としているため、本市教員が副業という形で部活動指導員として指導することはできませんが、部活動の地域連携・地域移行をすすめていくなかで、希望する教職員については部活動に関わることができるよう、令和５年度の地域移行実践研究において、希望する教員は、教育委員会から兼職兼業の許可を受けて、民間事業者の社員として指導を行うことをめざしており、今後、活用方法について検証してまいります。	令和６～７年度においても実践研究を続け、人材の活用方法を検証したうえで今後の対応について検討していく予定です。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5-3	その他	A4のコピー用紙が切れてしまうことがあった。B5やA3を使用しなくてはいけないことになりすごく不便を感じた。	①事務のことがわからず、コピー用紙の枚数が決められているのかわからないが、ある程度余裕を持たせるようにしてほしいし、もっと紙媒体のものをなくし、デジタル化にしていくような政策を打ち出して頂きたいと考えます。	学校運営支援センター（学務担当）	・学校で使用するコピー用紙につきましては、集約物品（月単位）で取り扱っておりますので、前月の末日までに各学校で必要な枚数を計画的にお申込みください。 ・市全体の方向性と同様に、学校園においてもデジタル化を推進しているところです。	コピー用紙の申し込みのスケジュールについて、学校園の情報サイト（SKIPポータル)に掲載済みです。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-1	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。	・メンタルヘルス不調や過度の業務負担により業務支援が必要な方、休職・退職者数・割合について、教員や大阪市職員と比較したデータを公表してほしい。また欠員が出た場合にも学校事務の臨時主事（＝臨時的任用職員）が不足し配置されない現状についても公表して欲しい。 ・臨時主事（＝臨時的任用職員）の待遇改善と学校事務職員の適正な業務量の在り方、事務職員の声を積極的に拾って業務効率化を図って欲しい。	・教職員人事 ・教職員給与・厚生	【教職員の精神疾患による病気教職者数について】 精神疾患による事務職員・教員の休職者数につきましては、毎年度、文科省において「公立学校教職員の人事行政状況調査について」として、自治体別の人数を公表しております。 参考URL　https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411820_00006.htm 精神疾患による市職員の休職者数につきましては、毎年度「大阪市職員安全衛生常任委員会」の資料において、市職員向けポータルサイトにおいて人数を公表しております。 なお、令和３年度における在職者のうち、精神疾患による病気休職者数の割合は学校事務職員が1.68%、教員が1.07%、市職員が1.58%となっております。 現在、精神疾患による休職者数の割合を、職種別に比較した資料は公表していませんが、今後、労働安全衛生協議会の資料として、skipポータルへ掲載すること等を検討してまいります。 【退職者数】 　退職手続において、退職理由の詳細は把握していないことから、メンタルヘルス不調等を理由にした退職数のデータ等はありません。 　なお、学校事務職員の年度末退職者数につきましては、毎年度末の人事異動資料として各校園へ通知しております。 【欠員が生じた場合について】 　欠員が生じた場合における、代替の臨時的任用職員につきましては、可能な限り速やかな配置に努めており、令和５年７月１日時点では未配置数はゼロとなっております。今後とも速やかな代替職員の配置に努めるとともに、共同学校事務室体制においても、必要に応じて未配置校への支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。 【臨時的任用職員の待遇】 　学校事務職員にかかる臨時的任用職員の給与につきましては、行政職給料表1級を適用し、毎年度の人事委員会勧告に基づき、正規職員と同様、官民格差を反映した給与改定を行っているところです。 　なお、令和４年人事委員会勧告に基づき、令和６年度より行政職給料表1級の適用号給上限を89号給から97号給へ引き上げることとなっております。 　今後とも、毎年度の人事委員会勧告の意見、内容を十分踏まえ、適切に対応してまいります。 【学校事務職員の業務量】 　今年度より全市実施しております共同学校事務室において、決裁事務の一部を効率化したシステム改修を行うなどの改善を行っております。今後も、共同学校事務室において業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう努めてまいりたいと考えております。	【教職員の精神疾患による病気教職者数について】（教人事、給与・厚生） ・令和５年度中に労働安全衛生協議会の資料としてskipポータル等へ掲載することを検討 【欠員が生じた場合について】（教人事） ・令和5年4月　共同学校事務室の全市実施 【臨時的任用職員の待遇】（給与・厚生） ・令和6年4月１日より行政職給料表の号給増設 【学校事務職員の業務量】（教人事） ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修　（令和５年7月運用開始）

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-2	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。	①アンケート調査の報告時のシステム操作について、学校長が承認すれば送信されるようにするなど、無駄なステップを省いて簡易にする。 ②充電保管庫の移設や停電費用の支払いは委員会で集約してより合理的に経済的に実施して欲しい。 ③給与システムで講師等の発令期限に合わせて通勤手当の申請などが漏れていた場合には 　自動的に教職員へ周知されるようにして欲しい。 ④業務システムで兼務校に切り替えて処理した際に、本務校と全く同じレイアウトであるため混同しやすい。本務校は従来のブルー系とし、兼務校に切り替えたときは別のカラーで表示されるようにして欲しい。 ⑤他校の予定単価を活用して良いことになったが、兼務校に一校ずつ切り替えて標題から探していかなければならない。大阪市内全ての学校の支出決議の標題だけでも一斉に検索出来るようにしてほしい。また、予定価格調書や仕様書・業務委託仕様書を閲覧・ダウンロードして利用できるようにしてほしい。 ⑥学校や教育委員会・学校運営支援センターとは今までどおり、SKIPメールでやりとり出来ないか。誤って外部に送信してしまうこともないし、メールアドレスの検索にも手間がかかる。校務系に配信された様式→ファイル間転送→学校長の承認→アウトルックで内部の部署にメールするのは、あまりに非効率ではないでしょうか？	学校運営支援センター（システム・学務）	①パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えております。ただし、現場職員の事務負担については事務局も認識しており、今回いただいたご意見を参考に、次回のシステム更新（令和8年度予定）に向けて、入力の簡素化や操作性の向上について検討してまいります。 （令和4年度3学期の提案6-3の回答と同様） ②充電保管庫は各学校の備品としての取扱いとしていることから、移設及び電気代等のお支払いについては、各学校において対応していただくことになっております。 ③すでに現行システムにおいては、人事・給与システムにログインしていただいた際、提出必要書類を把握し、通勤届を未提出の方に対しては提出を促す仕様となっております。 ④パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えておりますが、今回いただいたご意見を参考に、次回のシステム更新（令和8年度予定）に向けて検討してまいります。 ⑤大阪市内全ての学校の支出決議を検索することは、システムへの負荷が大きすぎるため難しいと考えておりますが、仕様書の閲覧・ダウンロードについては、学校園の情報サイト（SKIPポータル)へ作成例を掲載しております。 ⑥SKIPメールについては、令和４年８月末をもって終了しております。また、学校園が校務系ネットワーク（個人情報を含むデータを保存するネットワーク）で作成した資料を教育委員会・学校運営支援センター及び他の学校園へ送付する際は、インターネットを経由して送信する教職員メール（Outlook）ではなく、校務支援システム(SKIPポータル）の個人連絡機能を利用することで、安全に情報連携できますのでご利用ください。	⑤支出決議の標題検索機能については、改修規模、既存機能との関連等について、令和６年度仕様変更検討時期を目標に検討してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-3	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。	①集約物品の対象物品や仕様について希望を聞いてもらいたい。 ②見積依頼業者の抽選について、抽選を行う業務負担や、抽選結果を待つまでの時間のロスをなくせるように、契約担当者の恣意性が働かない抽選を業務システム上で行えるように出来ないか。 ③４０万円以上の工事見積について、大阪市所定様式での原本提出となっているが業者の様式でFAX・メールでの見積もり提出を可として欲しい。FAX・メールでの見積書の提出であれば、提出日の履歴が残るため原本の提出よりも適切ではないか。SC（学務） ④業者が使用大阪市所定様式・特記仕様書の変更が頻回にある。変更になるたびに、SKIPから新様式をダウンロード、ネットワーク間ファイル転送依頼→学校長承認→学習系のファイルに保存→業者へアウトルックでメール添付と負担が大きい。大阪市教育委員会のHPから様式のダウンロード、作成、記入例の確認ができるようにしてほしい。学校は該当のページのQRコードやHPの掲載場所を業者へ案内すれば済むことになる。 　また、改正日（適用日）が記載されていると最新の様式が添付されているか確認しやすい。	学校運営支援センター（学務・システム）	①集約物品については、毎年、各小・中学校教育研究会会長、小中学校事務研究会会長等を集約物品検討会議のメンバーとする検討会議を行っており、各学校園で使用する物品について追加等しております。 ②見積業者リストから業者を選定するルールについては、契約管財局から指摘を受けて、職員個人の恣意性が働かないように各共同学校事務室単位で見積業者リストを管理し、業者選定を行うようにしております。業務システムでの抽選については、システム上、ご提案のような仕組みを構築することは難しいと考えておりますが、スムーズに業者選定ができるように抽選者の選出に工夫を行うなど、今後も引き続き運用を検討してまいります。 （令和4年度3学期の提案3-5の回答と同様） ③ご意見を踏まえ、現行の公金会計業務マニュアルの一部改訂を検討してまいります。 ④他局の掲載状況を参考にしつつ、大阪市ホームページへの掲載を検討してまいります。	①集約物品検討会議（例年10月から11月頃に実施）を実施してまいります。 ②業務委託仕様書については、学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ掲載済です。 ③公金会計業務マニュアルの一部改訂については令和５年度内を予定しております。 ④他局の状況を確認し、検討した結果、掲載可能と決定した場合は速やかに掲載します。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-4	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。	・勤務の割振りは制度が難しい。教職員が制度を理解しやすく、また正しく漏れがないように割振りを行えるよう人事給与システム上で管理できないか。	・学校運営支援センター（システム） ・教職員給与・厚生担当	速やかなシステム改修の実施は難しいと考えておりますが、勤務時間の割振り制度については「勤務条件制度の手引き」へ割振りの変更が認められる例を記載しております。 引き続き、教職員が閲覧可能なSKIPポータルへ掲載し、適正な運用となるよう努めてまいります。	システムへの機能追加につきましては、システムの更新時期等の機会をとらえ、いかに機能向上を図れるか研究してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-5	7	教員の働き方改革が求められている中で、学校事務職員が教科書無償給与事務や特別支援就学奨励費の業務を新たに負担することになった。また共同学校事務室の担当業務も増え、OJTとしてはいい取り組みではあるが、業務量は増加し続けている。	・就学援助の申請をワンストップで受付が出来ても、保護者は学校ごとに申請書を作成・添付書類を用意しなければならない。一枚の申請書で同一家庭の児童・生徒の認定審査を行うようにできないか。	学校運営支援センター（事務管理）	就学援助の受給にかかる申請書等については、児童生徒の在籍を確認する必要があることから、児童生徒の在籍する学校を通じて、教育委員会に提出することとしております（大阪市児童生徒就学援助規則第５条）。そのため、児童生徒の在学する学校ごとに申請書等を提出していただく必要があるため、1枚の申請書での認定審査はできないと考えております。 ただし、現場職員や保護者の負担については事務局も認識しており、オンライン申請も含めた申請のあり方について検討を進めていきます。	就学援助システムについては、自治体システムの標準化対応のため、令和８年１月に向け、取り組んでおり、併せて、オンライン申請が可能となるよう取り組みも進めており、申請のあり方について検討を進めていきます。

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
1 学 期	1	1	いじめや体罰を防ぐ手立てがいまの所アンケートに頼っている部分が多く、発見が難しくなっている。	経験のある教員が各小学校へ赴き、実際に現場を見て、現場の声を聞いて発見に努めるとよいのではないでしょうか。例えば私なら教室に一歩入ればいじめがあるかないか、荒れているクラスかどうか長年の経験から発見することができます。1年あれば大阪市の小学校全部回れると思います。	指導部教育活動支援担当（生活指導G）	引き続き、各学校に対し、学校での指導経験のある指導主事を通じて指導助言を行ってまいります。また、学習者用端末を用いて、児童生徒へのアンケートをオンラインで実施できる環境を整備しましたので、導入効果の分析等の取組につきましても**検討してまいります。**	児童生徒がより答えやすくなるよういじめについてのアンケートの文言修正を行ったうえで、引き続き学習者用端末を用いたアンケートをオンラインで実施しており、２学期中に導入効果の分析のため学校へ調査を行います。
	5	1	不登校で登校しない児童への家庭訪問や、集団が苦手や担任が苦手な児童の別室対応（リソースルーム）、保護者や本人の相談、ヤングケアラーやその予備軍への対応や予防、特別支援学級在籍ではないが個別の配慮が必要な児童への対応等、あらゆる対応への人的資源が不足している。担任や管理職だけが個別対応するだけでは対応しきれないことがある。	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの全小中学校常駐。教育相談を専門に行い、各小中学校を巡回し、不登校やいじめ等対応に苦慮するケースへの対応も行うコーディネーターの新設。こどもサポートネットが機能していない区は廃止。教育支援センターから全小中学校への不登校支援の巡回訪問。不登校特例校の門戸を広げて、多種多様な児童や生徒を受け入れて、社会的に自立することを目指す学校にする。区役所子育て支援室、こども相談センターと学校との定期的な会議の実施	指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）	児童生徒の課題解決に向けたスクールソーシャルワーカーの活用状況等の効果検証を実施し、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの増員や配置のあり方について**検討してまいります。**あわせて、スクールソーシャルワーカー連絡会・研修会にて効果的な活用事例を共有する等、学校支援の更なる充実に努めてまいります。	検討の結果、令和５年度よりスクールソーシャルワーカーを32名増員し、全区役所に配置する人数を１～２名増員することを決定しました。スクールソーシャルワーカーを採用でき次第、順次、区役所に配置しています。
					指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）	・教育支援センター配置スタッフによる巡回訪問については、引き続き、各教育支援センターの運営状況に応じて進めるとともに、校長会・教頭会等を活用し、周知を図ってまいります。あわせて、巡回訪問にICTを活用する等、訪問方法の工夫についても**検討してまいります。** ・不登校特例校の入学要件及び教育課程の詳細についても、適正に検討し、**令和５年度中にその内容について公表いたします。**　今後も引き続き、本市の不登校に係る調査研究及び状況分析を進め、不登校児童生徒への支援充実により一層努めてまいります。	・巡回訪問については、新型コロナウイルスの影響がなくなったことから再開に向け運営状況に応じて取組中です。また、当施設の周知については校長会・教頭会を活用し実施できています。ICTを活用する等、訪問方法の工夫については、学校現場との調整も含め引き続き検討中です。 ・令和５年７月に実施済みです。
					・こども青少年局中央こども相談センター教育相談グループ	・スクールカウンセラーにつきましては、平成24年度に全中学校へ配置、全小学校の34%に派遣していました。年々スクールカウンセラーの増員を図るなか、令和3年度は、全小学校の77%へ派遣いたしました。令和4年度は、全小中学校へ配置となりましたが、今後も学校におけるカウンセリング機能の一層の充実をめざし、スクールカウンセラーの増員についても進めていくよう努めてまいります。（※） ・教育相談の体制については、こどもや保護者等が利用しやすい相談体制の整備に努めるとともに、引き続き、各学校との連携を深め、問題の未然防止や早期発見、早期解決につなげてまいります。（※）	・スクールカウンセラーについて令和４・５年度の２ヵ年で５３名増員しました。今後も予算確保に向けて努めてまいります。

１ 学 期	7	7	2005年度以降の規制緩和により、多様な人材の採用に関して、一定の成果が表れていると考える。しかし、質的な観点での人材確保にあたっては、課題も多いように感じる。きめ細かく児童の指導・対応にあたることのできる教員が求められるが、児童への対応と業務に追われ、年度途中に体調を崩すことによる欠員発生の事象が常態化していると感じられる。職業選択の際に教員を敬遠する世論の動向を転換し、魅力ある教員像の構築および学校づくりが求められている。	特別免許状の適用条件の緩和などの応急処置は、中長期的な問題の解決には至らないと考える。将来を見据えた人材の確保にあたっては、採用前からの人材育成と採用後数年での悉皆研修の充実が有効であると考える。例えば本校では、教育実習期間後、資質・能力に将来性のある学生を支援サポーターとして登録している。学校と行政のパイプをさらに太くし、それらの人材を学校側が報告し、行政管理ができるよりよいシステムを構築できれば、採用前から大阪市の人材確保に寄与できると考える。　また、大学連携（新教育センター）についての周知が不十分である印象を受ける。指導主事および専門研究者以外にも、現場で実践的指導力を発揮している教職員の知識や技能を採用後の教職員に伝達する機会が必要である。そのために新教育センターの位置づけ・方向性や将来性を宣伝し、教育機関すべてで連携を強化できるような研究施設としていくことを切望する。	教育センター教育振興担当教育政策課（企画Ｇ）	養成・採用・研修を一体として捉え、大学と連携・協働した研修プログラムの企画・開発と教員のキャリアステージに応じた研修の充実を行い、教職生活全体を通じて、自ら実践的指導力等を高めるとともに、知識・技能の絶えざる刷新を行える、探求力を持った学び続ける教員を育成していきます。今後、大阪市のホームページに新教育センターの建設に向けた情報を発信するとともに、教員にとって初心を取り戻すことができたり、最先端の知識を得たりすることができる場として新教育センターが広く開かれた施設として活用されるよう広報誌や教育フォーラムなど機会を捉え教員に周知していきます。また、これから大阪市の教員を志望する学生にも周知できるようにするために、教育実習事前研修会で新教育センターの紹介を行い、大阪市の教育の魅力を伝え、志願者増につなげていきます。	「今後、大阪市のホームページに新教育センターの建設に向けた情報を発信するとともに」 →検討の結果、大阪市教育センターのホームページに新教育センターの情報を掲載。 令和５年４月に実施済み。 「広報誌や教育フォーラムなど機会を捉え教員に周知していきます。」 →検討の結果、広報誌については今後の検討課題とし、機会があれば活用していく。自作の紹介動画を作成し、令和４年12月の教育フォーラムにおいて周知済。また、その動画を今年度は、研修実施前に放映し、周知に努めている。 「また、これから大阪市の教員を志望する学生にも周知できるようにするために、教育実習事前研修会で新教育センターの紹介を行い、大阪市の教育の魅力を伝え、志願者増につなげていきます。」 →検討の結果、令和５年８月に実施済み。
	8	7	・「働き方改革」の中でも教職員の過重な労働は全く変わっていない。特に、コロナ禍の中で、教職員の負担は尋常ではない状態が続いている。加えて、小学校では、道徳や外国語活動の教科化、すくすくウォッチなどのテストの増加、オンライン授業の準備により、教職員の勤務時間外労働は増加している。大阪市の教職員の病気休職（精神疾患を含む）の割合が他の自治体と比べても高い状態が続いている。・ほとんどの小学校で教職員の休憩時間が授業中に設定されており、事実上、休憩時間を取れない。・朝の登校指導を勤務時間前に行うことが常態化している。	・全国に先駆けて1年生から６年生までの３５人学級の実現をしてほしい。子どもたちの感染予防対策にもなるし、教職員の負担も軽減できる。勤務時間外労働を縮小するだけでなく、打刻した出退勤記録には表れない労働を削減してほしい。例えば、休憩時間に授業や会議、行事を入れず、休憩をとれる環境の整備。朝の登校指導を勤務時間内に行うことの徹底。	学事課（学事グループ）	学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っています。	本市では、令和５年度について、小学１年生から４年生までを１学級35人として学級編制を行っています。令和７年度に、小学校全学年において、学級編制の標準が１学級35人となる予定です。なお、さらなる学級編制の標準の改定に向けて、令和５年度においても指定都市教育委員会協議会を通じて国に対して要望を行っています。

■大阪市立■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
２ 学 期	3	9	行事の度に学校周辺の公道に保護者が自転車を駐輪しており、その対応のため教職員の負担が大きい。 公道への駐輪の結果、歩行者の通行に支障をきたし、通行人や地域の方からご意見をいただくことがある。数年前には、警察から学校周辺の自転車をなくすよう指導を受けたこともある。その後、やむを得ず運動場に駐輪場を設けてきたが、駐輪する保護者がさらに増えてしまった。 駐輪場の設営・管理等で負担が大きいため、本年度は運動場に駐輪場を設けていないが、そうすると以前のように学校周辺にとめるケースが増えている。対策として「自転車での来校はせず徒歩で来てください」と繰り返し手紙を配布しお知らせしてきた。また駐輪禁止の張り紙、コーンやロープを設置しているが、駐輪がやまない。 学校側で自転車を勝手に移動させることは法的にできないため、板挟みになっている。	１. 放置自転車を減らすための路面シートを児童がデザインし設置している事例が市内で見受けられるが、同様のシートを学校周辺に設置することは可能か。 ２. 児童や生徒だけでなく家庭に対しても、公道上の駐輪は違法であることや自転車を使用する上でのルール・マナーの周知徹底、また取り締まりの強化等を委員会や市として行えない	指導部教育活動支援担当（生活指導グループ）	２　教育委員会事務局として、今後、自転車交通ルールの遵守やマナーの向上に係る周知する際、併せて、自転車にて来校する際のマナーについても周知することを検討してまいります。また、教育委員会事務局から各校あてに発出している事務連絡（下記参照）等を活用し、管理職およびPTA役員等の協力のもと、保護者会や保護者が学校に集まる機会において、違法駐輪や迷惑となる駐輪の追放に向けた啓発活動を行うなどの方法を、学校の実情に合わせて検討していただけないかと考えております。【参考となる事務連絡】・令和４年10月11日事務連絡「令和４年『自転車マナーアップ強化月間』等の推進及びポスター掲示について（依頼）」・令和４年11月14日事務連絡「自転車の安全利用促進のための自転車交通ルール等の周知について（依頼）」	「自転車にて来期する際のマナー」の周知について、検討の結果、令和５年９月を目途に小中学校へ周知する予定です。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
３学期	1	2	・大阪市立小中学校で特別支援学級に在籍している児童生徒が、特別支援学級で授業を受けずにほとんどを通常学級で過ごしている。 ・同じく、特別支援学級に在籍している児童生徒が、自立活動を行っていない実態がある。 ・特別支援学級担任が、特別支援学級での授業を行わず、ほとんど通常学級への「入り込み」をしている。 以上の課題は、以下のような問題がある。 ①「障害のある子共の教育支援の手引き」（文科省特別支援教育課・令和３年６月）で、「週当たり８単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべき」と述べられている。 ②文科省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（４文科初第３７５号）に抵触する。「特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。」とする文言に反してる。 ③上記、①と②を踏まえ、大阪市教育委員会作成の「就学・進学相談に関するQ&A」のQ6、Q９でも同様のことが述べられている。 ④入り込み指導の場合は、特別の教育課程を組むこととなっているが（「就学・進学相談に関するQ&A」Q１０）、本校では、このような取り扱いは一人を除いてしていない。 ⑤①と②は法的拘束力を有する（国家行政組織法第１４条２項）。また、③も法的拘束力を有する（地教行法２１条５号）。	①保護者に就学に関する教育相談の段階で、週８時間以上特別支援学級の教室で学習することが入級の条件であることを確実に伝え、納得するためのスキームを作る。 ②具体的には、特別支援学級に入級を希望するとの保護者記入の様式に、「週８時間以上特別支援学級で学ぶことを説明され、了承しました。」等の一文を加える。 ③書類上だけではなく、実際に特別支援学級での授業を行っているか把握するためのスキームを作る。 ④具体的には、保護者向けのアンケートを作成したり校内の教員用時間割表を提出する、知的障害学級に入級している生徒の評定を教育委員会が把握するなど。特に最後の具体例に関しては、知的障害学級に入級していて国語や数学で「３」などの評定がついていれば、抽出授業を実施していないことは明らかであるから、把握しやすいと考える。 ⑤就学に関する教育相談で教員が説明すべき項目、抽出授業を行う教科などを様式化して、各学校に使用を義務付ける。 以上、①～⑤を提案させていただきます。	指導部インクルーシブ教育推進担当	【令和４年４月の文部科学省通知以降の対応】 ・令和４年５月、学びの場の再検討や教育課程について、校長を対象とした研修を実施。 　同じ場で学ぶことだけでインクルーシブ教育としてはいないか、一人一人の学ぶ内容や学習目標が吟味されとるいるか等について、再検討するよう指示。 ・令和４年６月、校長を対象とした「就学・進学及び自立活動に関する研修」を実施。 ・令和４年７月、６月に実施した「就学・進学及び自立活動に関する研修」と同内容を、特別支援教育に関わる全教員へ実施。 【令和５年４月以降の対応】 ・令和５年４月、通級による指導の学びの場の拡充について、校長を対象とした説明会の実施。 ・令和５年５月、通級による指導の学びの場の拡充について、保護者あてに通知予定。 指導主事の学校訪問等において、自立活動等、「特別の教育課程」に基づく授業が実施されているかを確認。	【令和５年４月以降の対応】 ・令和５年４月13日・17日、「令和５年度　特別支援教育に関する事業説明会」において、通級による指導の学びの場の拡充について、校長を対象とした説明会を実施しました。 ・令和５年５月30日、「障がいのある児童生徒の学びの場の充実について（保護者あて案内配付のお願い）」において、通級による指導の学びの場の拡充について、保護者あてに通知しました。 ・現時点では、小学校45校、中学校15校の学校訪問等において、確認しました。 令和５年７月19日付「令和６年度　通級による指導及び特別支援学級状況報告ならびにヒアリングについて」において、９月４日～22日に実施する全校の校長とのヒアリングの際に、在籍する特別支援学級児童生徒個々の自立活動等、「特別の教育課程」に基づく授業が実施されているかを確認する予定です。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
３学期	3-1	その他	人財の流出。（役職のついた人間が職員を財産の「人財」ではなく替えの効く材料「人材」としか思っていないマインドがそもそもの課題。）	昨今の主任クラスの降格、若手・中堅クラスの退職がなぜ続くのか本気で気づかなければ大阪市の教育に未来はない。 一般行政が出来ていることを学校現場でも当たり前にできるというのであれば、学校事務職員という職名を抹消し行政職員と統一してはどうか？市長部局の人間も学校現場がいかに多岐に渡って業務をこなさなければならないのかを知るためにも市長部局側の人間を学校現場に配置。また学校事務職員も市長部局ではこういうことが当たり前にできるのかと、互いに知り合う、いいきっかけにするためにも市長部局との人事交流を積極的に行ってはどうか？教員の数と学校事務職員の数に圧倒的な差があり、当たり前にしたくても出来ない現状が学校現場にはあるので、それを完全に行政側へシフトさせるのであれば、心のないＡＩを開発しＡＩに仕事を任せてはどうか？今後２度と不適切な事務執行もなくなるので、行政的にはハナマルになるのでは？ＡＩで不適切な事務執行がなくなり、さらに業務効率化した学校に通う児童・生徒、保護者は市民サービスが良くなった！と感じられるのであれば、学校事務職員は学校に必要ないし、職員が減ればそれだけ大阪市財政にとってもプラスになるのではないか？ 同時に、主幹級の役職定年の年齢をもっと引き下げ（５５歳くらい？）はどうか？年齢と肩書だけを無駄に重ねて時代に合っていない人間が上に立つ現状を変えなければ若手・中堅が何を思い大阪市を辞めていくのか本当に気付けないので人財の流出を防ぐことは不可能である。役職定年を今より５年ほど引き下げることによって、主幹級の人間も定年を迎えるまで必然的に再度プレーヤーとなる。そうすることで様々な問題点を見据え次の世代へ託していけるようになるのではないか？ 主幹の選出についても組合人事や人事担当者の恣意性が疑われるような直轄人事を廃止してはどうか？今の主幹級のほとんどが共同学校事務室は人材育成の場、など耳触りのいい言葉だけを並べて仕事の出来る人間にだけ負担を倍増させている。出来る人間ほど馬鹿らしくなり大阪市を去って行って当然ではないのか？本来「みんなで頑張ろう！」とリーダーであるべき階級の人間が「上からこう言われているので文句を言わずにやれ！」とボス的な存在として君臨している。リーダーとボスの違いを理解できない人間が上に立つ資格はないのではないか？ それに加えて主幹級の人間はプレーヤーから外れている。プレーヤーから外れた人間が若手・中堅のプレーヤーがどう苦しんで大阪市を去っていくのかわかるわけがない。そしてプレーヤーに戻ることの出来ない主幹級の人間が副校長へ流れていく。そんな現状で教育行政が良くなるわけがない。（こういう話をした時に必ず、主幹級はプレーヤーから外れて然り。と返してくるが、その理屈ならそもそも主任級がプレーヤーで居なければならない現状もおかしなことではないのか？結局は自分の保身しか考えることの出来ない人間を主幹級に添え続ける限り、教育行政が良くなることはないし、人財の流出を防ぐことは出来ない。）職員を替えが効く材料「人材」としか思っていないから仕事のできない臨時を雇わなければならない現状があるのではないか？そうして、また不祥事が起きて対応に追われ、出来る人間が１人ずつ去っていくのではないか？そろそろ任命した側の責任も問うべきではないのか？このような意見を伝えたくても言葉にするのが得意な人間、不得意な人間がいる。不得意な人間の気持ちをもっと代弁できる人間を主幹級に任命してくれれば、人財の流出は防げるのではないか？	教職員人事担当	・令和５年４月　共同学校事務室の全市展開 ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修（令和５年７月頃運用予定） ・定例の事務主幹会議等において伝達を予定。	・決裁事務の一部を効率化したシステム改修を実施済みです。（令和５年７月運用開始済） ・7月5日の事務主幹会議において、職員の丁寧な指導に努めること等を伝達済みです。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
3学期	3-2	その他	業務内容の変更が、あまりにも学校現場と乖離している。	不祥事が起きる度に２度と起きないようにするシステム作りがあまりにも現場を見ていないのではないか？共同学校事務室も先行実施組と後発組との温度差があり過ぎることはどのように考えているのか？先行実施組としか意見交換をしていないように見受けられる。共同学校事務室を始めるとなったときも問題の少ない学校で始めて何の意味があったのか？ 就学援助のワンストップ申請ができるようになった？そんなもの共同学校事務室でなくても市民サービスを本気で考えている学校事務職員なら最初から取り組んでいたことではないのか？共同学校事務室になったから大々的に出来るようになったと言う時点で市民サービス意識は二の次だったことを露呈している。課題の多い学校が少ない学校に合わせることがどれだけ大変なのか、そういった経験の少ない人間が制度設計をしているから後発組との温度差が生じ益々しんどくなるのではないか？新しいことを始めるときは本当にしんどいところに合わせて制度設計してはどうか？ 加えて不祥事を起こさせないように本気でするなら業務に対して免許制にしてはどうか？簿記等、会計に疎い人間が担うから問題が起きるのではないか？会計のことをわかっている人間だけで業務を行えば不祥事事態もなくなるのではないか？ また、分限免職をもっと積極的に行ってはどうか？仕事ができない時点で大阪市にとってマイナスでしかない人間を雇う必要性があるのか？裁判に向けて証拠が少なく分限免職をするまではと二の足を踏むくらいなら最初から分限免職制度なんて作る必要はなかったのではないか？もっと大阪市として毅然とした対応をすることで緊張感が生まれ、不祥事を起こせば職を失う。という緊張感を持たせて業務を担うべきではないのか。 共同学校事務室について、共に働く「共働」があるにも関わらず、なぜ共に同じ「共同」なのか？オール大阪を見据えての共同のはずが、先発組の情報は常に非公開。後発組が聞きに行こうとすると主幹を通してでないと聞けない。本気で共同（オール大阪）で考えているのか疑問しか持てない。非公開にするということは、それぞれの室が評価の取り合いになっている現状があるのではないか？そのような疑問が残る共同学校事務室で市民サービスが向上するわけがないし、誰のための共同学校事務室なのか全く分からない。共同学校事務室だよりも先発組の使いまわしなら、最初から全体に配布し、周知徹底しても何の問題もなかったのではないか？	・教職員人事担当 ・学校運営支援センター学務担当	・定例の事務主幹会議において取組を共有化します。 ・学校事務職員の不祥事の再発防止及び契約事務を厳正に行うため、より効果的な研修内容を検討し、令和５年度に実施する予定です。	・7月5日の事務主幹会議において、今後、定例の会議で取組を共有化していくことについて伝達済みです。 ・今年度９月中に、今年は、管理職（校長）と学校事務職員を対象とした学校財務事務に関する改善に向けた取り組みとして啓発研修（e-ラーニング）を予定しており、現在、準備を進めております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
３学期	3-4	その他	脆弱すぎる大阪市のシステム。	夕方頃になるとパソコンが重くなり、仕事効率が一気に下がる。紙ベースで保管しなければならない書類もあるので出力しようとすると一々時間がかかり過ぎる。セキュリティポリシーを重視するあまり仮想ＰＣにした弊害が出ているではないか？前の状態から出力が明らかに遅くなったと声がセンターに上がっているにもかかわらず、改善させる気はさらさら感じられない。夕方は仕事をしなくていいということか？仕事ができない現状を市民にどのように説明するのか？夕方、来校される保護者に対して出力が遅くて申し訳ございません。お待たせいたしました。と毎度言うが言わない、言えない職員も居る。脆弱過ぎるシステムが問題である。ＰＣスペック等、入札をかける段階で読みが甘すぎるのではないか？仮想ＰＣもＰＣ紛失からの情報漏洩を考慮してのシステムだろうが本当に大切だと思うものを人間は、なくさないのではないか？例えば自分の財布を紛失する人間は少ない。なぜなら絶対に紛失したくない！それだけ大切に思っているから。校務ＰＣを財布と同じくらい大切と思えば紛失することはないのではないか？紛失だけでなく、それこそ破損でも厳罰にするなど厳しい処置を課せば校務ＰＣを紛失や破損することはもっと少なくなり仮想ＰＣにする必要性はなくなり、もっと業務効率が上がるのではないか？大阪市備品に対して厳罰を科し業務効率が上がるようなシステムを組むべきである。	学校運営支援センター（システム）	・教員及び学校事務員が利用する大部分の教育情報利用パソコン（教職員用）については、令和５年１月より旧端末よりも高性能の端末に更新しています。また、リース期間が残存している残りの端末および校内のネットワーク機器については、更新時期が到来したものから更新をおこなっていく予定です。 ・加えて、校務系仮想PCへ接続する際に時間を要する事象については、システム上の処理の見直しにより改善を行っておりますが、今後も引き続き改善対応について検討してまいります。	・令和５年７月から令和６年２月までに今年度更新時期が到来する学校の校内にあるネットワーク機器について、より高性能の機器に更新を実施しております、また、残りのネットワーク機器についても、端末と同様に機器の更新時期に合わせて更新を行っていく予定です。 ・加えて、校務系仮想PCへ接続する際に時間を要する事象について、更に令和５年８月にシステム上の処理の見直しにより改善を行っております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
３学期	3-5	その他	抽選リストに第三者を介入させることによって生じるタイムラグとその責任。	業者リストについて第３者を介入させ抽選するということであるが、その第３者も抽選するだけが業務ではないだろうし、２４時間いつでもすぐに対応できるというわけでないなら、見落とし等あって当該校が困ることは明白である。第３者を介入させて生じさせるタイムラグより大切なことがあるのではないか？また緊急特名も予めリストを作成しておき、案件ごとに上からリストの上から順番に契約を進めていくということであるが、例えば１階のガラスが割れ、侵入等の恐れがある場合、リストの３番目の業者ならその日のうちにガラスの入れ替えを行ってくれることがわかっているにも関わらず、ルールに従い１番目の業者へ依頼。その結果翌日、翌々日にガラス入れ替えをやってくれて、それまでの間に侵入があり大阪市の財産に何かあったとき、一体誰が責任を取ってくれるのか？こういうシステムを組んだ人間に全責任を負わせられるならそれでも構わないが、大抵は学校長の責任になるのではないのか？そうなることが事前に分かっているのであれば経験値の高い学校事務職員の恣意性について多少必要なことではないのか？こういう経験をしたことのない、想定すらできない平和な世界の人間だけで物事を考え進めようとするから、そこからはみ出てしまう、しんどい学校が存在するのではないか？またそういう学校に配属された気持ちのある学校事務職員が何とかしようとして不適切な事務執行に繋がるのではないか？第３者を介入させての抽選リストの執行は責任の所在を明確にしたうえでやるべきである。やり方も各室に委ねる。ということであるならば同じ大阪市でも観点ややり方が変わってくるのでないのか？本気で統一化したいなら全責任を統括室長である主幹級の人間に取らせてはどうか？それだけの責任を負うことを自覚すれば今のような温い主幹組織にはならないはずである。運営に対する提言シートを校長・教頭に提出して校長・教頭の評価に考慮できるなら、共同学校事務室として主幹・主任に対する提言シートを提出してその室の主幹・主任の評価を考慮しても良いのではないか？ほとんどの室から室員の気持ちも無視した主幹・主任への低評価が明白であるからやらないのではないか？もしくは統括室長の威圧的な態度により正当な意見も出せないような室になっていることが分かっているからやらないのか？もし違うというならば、学校園のような提言シートを主幹・主任の評価に考慮するシステムとして組むべきである。自分のやっていること、言動に室員がついて来れるような主幹・主任であるならば悪い評価にはならないし、より一層市民サービス向上に繋がる共同学校事務室に発展するのではないか？	・学校運営支援センター学務担当	・令和５年３月、「校園に関する案件の契約方針」の改定（７月１日適用）等説明会にて、事務主幹及び事務主任向けに実施し、見積業者リストの取扱いについて資料説明を行い、学校園へも事務連絡にて資料の送付を行っています。 ・令和５年６月、令和５年７月１日から適用の「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に伴い、「校園に関する案件の契約方の改定について（資料編）」「業務マニュアル」について改めてSKIPポータルへ掲載し周知を行います。	・令和５年６月30日に、学校園の情報サイト(SKIPポータル)の連絡掲示板等で「校園に関する案件の契約方針」の改訂に伴う関係資料について掲載を行い、職員への周知も実施済みです。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
３学期	4-1	6	「教育DXの推進」に関して、1人1台端末の導入や学校ネットワーク環境の改善などが進められているが、まだまだ使い慣れない機器類を「使わなくてはいけない」という段階にいる教職員が多く、テクノロジーを活用することにより従来の教育活動および業務全般の在り方そのものを見直すという、本来の教育DXの主旨が浸透するまでに至っていない。その理由に、教職員が「とにかく一度やってみる」「新しいことにチャレンジする」ための予算が確保できないことや現行の会計規則、契約手続きの煩雑さにより時間がかかりすぎ実現できない（例えば高額なICT機器のお試しレンタル、サブスクなど）があげられる。迅速さが極めて重要な意味を持つ今、オーバーコンプライアンスともいえる行政ルールがその足枷となっている。	現行制度では学校独自でタブレットやノートパソコンの購入が規制されているが、たとえばLDの児童生徒にタブレット学習をさせることにより格段に学習効果が高まるケースも報告されており、個別最適な教育の実現には、現場の状況に応じた教員、スタッフの柔軟な対応、発想が欠かせない。税金を原資に行われている以上はたゆまぬ歳出削減も命題である一方、教育現場において“失敗する費用”、“チャレンジする予算”を認めることや物品調達の迅速性、柔軟性を重視すべき。 不適切な事務処理防止のため、現在行われている業者抽選や3品例示などの運用ルール整備や決裁ルート強化も市民への信頼醸成において大切だが、変化の激しい時代に実行スピードがともなわない学校現場に保護者が信頼を寄せるだろうか？また現場の教職員においても、自分たちの判断を信頼しない教育行政への信頼を欠くこととなる。 内部統制は業務の可視化、効率化に必要不可欠だが、「契約事務の適正化」という部分最適に陥り、本市の目指す教育目標の実現という全体最適をさまたげることにならないよう、現場がより柔軟な判断ができる体制、仕組みづくりが必要と考える。手続き上の人的ミスを最小限に抑えるためデジタルテクノロジーを活用し、より迅速に、柔軟に物品調達が可能となるよう公費執行に関するルール全般の見直しを検討されたい。	・教育政策課 ・教育センター教育振興担当 ・学校運営支援センター学務担当	・ICT教育アシスタントは、令和５年度の前期は月２回の定期訪問を実施。 ・ICT教育推進アドバイザーは、原則、学期に１回の訪問、申し込みにより追加で複数回訪問を実施。 ・ICT活用研修は、７・８月に36回実施予定。冬季休業は開催講座を検討中。特別ICT活用研修として、SKYMENU Cloudに係るオンライン研修を6月以降10回開催予定。 ・令和４年７月、全学校事務職員対象に、校園契約に関する研修を実施。 ・令和５年３月、「校園に関する案件の契約方針」の改訂等説明会を事務主幹及び事務主任向けに実施し、学校園へも事務連絡にて「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に関する資料を送付。 ・令和５年６月、令和５年７月１日から適用の「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に伴い、「校園に関する案件の契約方の改定について（資料編）」「業務マニュアル」について改めてSKIPポータルへ掲載し周知する。 ・学校事務職員が契約事務を厳正に行うため、より効果的な研修内容を検討し、令和５年度に実施する予定です。	・令和５年６月30日に、学校園の情報サイト(SKIPポータル)の連絡掲示板等で「校園に関する案件の契約方針」の改訂に伴う関係資料について掲載を行い、職員への周知も実施済みです。 ・また、研修については、今年度９月に、今年は、管理職（校長）と学校事務職員を対象とした学校財務事務に関する改善に向けた取り組みとして啓発研修（e-ラーニング）を予定しており、現在、準備を進めております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

学期	番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）	進捗状況・効果・結果等
			現状の課題等	提案・改善策等			
３学期	4-2	7	「人材の確保・育成としなやかな組織づくり」に関して、現在「働き方改革推進プラン」に基づいて各分野の専門性を有した人材の採用など教職員の働きやすい環境整備が進められている一方で、多様なスタッフ（部活動指導員やその他会計年度任用職員）が学校現場に配置されることにより、その勤態管理や職務上の様々な打ち合わせなど新たな業務が発生し、主に教頭・事務担当者の窓口対応負担が激増している。具体的には会計年度職員（未経験者）に対し労働条件、休暇や出張といった各種制度、手続き、書類記入のしかた等について繰り返し指導・育成を行わなければならず、勤務日時に応じてアプローチしなければならない。また物品購入や修理などの予算執行に関しても従来顧問であった教職員のかかわりが徐々に薄れ、連絡・伝達がうまくいかず判断、決定に時間を要することが増えている。 　また、今後一層増加する多様な教職員の働き方（介護を担いながらの勤務、夫婦共働きでの子育て、定年延長など）に対し、さまざまな制度を活用し、ひとりひとりの事情に応じた選択を行えることが望ましいが、学校現場全体の多忙感は依然として解消されておらず、制度についての知識等を共有できる状態にない。先述の会計年度任用職員同様、教頭・事務担当者による通知文書回覧などを都度行っているものの、膨大な電子文書の閲覧・配布、配布された側の教職員も膨大な量の文書熟読を求められて疲弊し、SKIP掲示板の多くが未読状態あるいは流し読み状態となっており、重要なものを見落とすといった弊害も出ている。	会計年度任用職員などすべてのスタッフの勤態管理をカードリーダー等システム化するべき。周知すべき各種制度についても、従来の文書通知方式ではなく、たとえばデジタルサイネージの活用により視覚効果を高めたり、文書を読み込む教職員の時間的、体力的負担を軽減することができる。現在の勤務校でもサイネージを試験導入して検証しているが、通知文書の周知よりもコンプライアンス意識向上につながりやすく、自然に学ぶことができると肯定的な意見も多い。ただし配信側はコンテンツ作成業務などが負担になるため、各学校単位でなく、全市や共同学校事務室など地域単位で同一コンテンツを一括配信できるネットワークやシステム構築について、また防災・減災などのコンテンツの各局提供など、市としての取り組みを検討してほしい。ほとんどの教職員は悪意を持って不祥事をはたらくのではなく、制度やルールの理解が追い付いていないためであり、その制度やルールがあまりにも複雑・煩雑化しているために共通認識をはかることができないまま精神的時間的負担が蓄積し、ミスを誘発している。問題の本質を見誤ってさらなる管理強化を進めることはしなやかな教職員組織を形成するどころか硬直化した組織、ひいては人材流出へとつながる。直接的な改善策ではないが、もっと現場の生の声を聴いて（現場に足を運んで実態を見て）人間らしい働き方とは何かを模索する努力が必要なのではないか。	・教職員人事担当 ・教職員給与厚生担当	・令和５年秋に予定している通知文において、改善を予定しています。 ・令和５年５月に、勤務条件の手引きを改正し、Ｑ＆Ａ集と併せてＳＫＩＰポータルに掲載します。	・予定通り令和５年秋の通知文において、制度全般の問い合わせ先を明記するなどの改善を図る予定です。 ・令和５年５月に勤務条件制度の手引きを改正し、Ｑ＆Ａ集と合わせてＳＫＩＰポータルに掲載しました。